

# 静岡 e スポーツクラブ 規約

## 第 1 章 総則

### (名称及び所在地)

第 1 条 本クラブは、「静岡 e スポーツクラブ」（以下「本クラブ」という。）と称する。

2 本クラブは、島田市認定地域クラブ活動ガイドラインの趣旨に則り運営する地域クラブとする。

3 事務局は代表者が指定する所在地に置く。

### (目的)

第 2 条 本クラブは、島田市内に在住または在学する中学生を主たる対象とし、e スポーツ活動及び IT 教育活動を通じて、次に掲げる事項を実現することを目的とする。

- (1) 技術力及び競技力の向上
- (2) 論理的思考力・判断力・協調性の育成
- (3) 情報リテラシー及び IT スキルの向上
- (4) 青少年の健全育成
- (5) 地域社会との連携強化及び生涯学習機会の提供

2 本クラブは、単なる娯楽活動ではなく、学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら行う、教育的価値を有する地域クラブ活動として運営する。

3 本クラブは、営利を主たる目的とせず、活動の維持及び安定的な運営に必要な範囲で運営するものとする。

### (事業)

第 3 条 本クラブは前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) e スポーツ競技活動及び練習会の運営
- (2) IT スキル学習及び各種検定対策

- (3) 情報モラル及びインターネットリテラシー教育
- (4) 地域大会・交流大会への参加及び運営協力
- (5) クラブ員相互の親睦活動
- (6) 島田市教育委員会及び学校との連携事業
- (7) その他、目的達成に必要な事業

## 第2章 会員

### (入会資格)

**第4条** 本クラブに入会できる者は、本クラブの目的に賛同し、本規約及び諸規定を遵守する者で、保護者の同意を得た者とする。

2 本クラブは、島田市内に在住または在学する中学生を中心として構成する。ただし、当該クラブ活動における従前からの参加者や、参加を希望する小学生、高校生、成人等の他の年代の者も、本クラブの趣旨に賛同する場合は参加することができる。

3 本クラブは、選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れることを基本とする。ただし、競技力強化等の観点で広域から生徒を集めることは行わない。

4 医師から活動禁止又は制限の診断を受けている者については、入会を認めない場合がある。

### (入会及び退会)

**第5条** 入会は、保護者の同意のもと所定の入会申込手続きを行い、会費を納入した時点で成立する。

2 退会は、保護者からの申し出により行う。

### (会費)

**第6条** 本クラブは、会費及びその他の収入をもって運営する。

2 会費は、活動の維持及び安定的な運営に必要な範囲で、可能な限り低廉に設定するもの

とする。

3 本クラブの会費は、参加者1人につき月額3,300円とする。なお、会費の取扱いについては、次の各号に定める。

(1) 会費は、入会日の属する月から退会日の属する月まで発生するものとする。

(2) 本クラブの運営上必要がある場合は、通常の会費とは別に、臨時に費用を徴収することがある。

(3) 一度納入された会費及び費用は、理由のいかんを問わず返還しないものとする。

(4) 遠征、大会参加その他特別な活動に要する経費については、必要に応じて別途徴収するものとする。

## 第3章 組織

### (役員)

第8条 本クラブに次の役員を置く。

- (1) 代表1名
- (2) 副代表1名以上
- (3) 会計1名以上
- (4) 指導者2名以上

2 各役員の役職は、本クラブの実情に応じて兼ねることができる。

### (職務)

第9条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 代表は、本クラブを代表し、会務を総理する。
- (2) 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、本クラブの会計事務及び会費の管理を担当する。

(4) 指導者は、教育的観点に基づき、技術指導及び生徒指導に関する事項を担当する。

### (指導者の要件)

**第 10 条** 本クラブの指導者は、次の各号のすべての要件を満たす者でなければならない。

- (ア) 成人に達していること（学生及び教職員を含む）。ただし、成人指導者のアシスタントとして活動する場合に限り、成人未満の者が指導を補助することができる。
- (イ) 青少年健全育成に対する熱意を有し、生徒の多様なニーズに応えられるよう、技術、責任感、連帯感、思考力、判断力等、心身を育てる総合的な指導力の向上に取り組むこと。
- (ウ) 地方公務員法第 16 条及び学校教育法第 9 条各号に該当しないこと。
- (エ) 過去の指導において、体罰、暴力、暴言、ハラスメント等、指導者として不適格と認められる事項がないこと。
- (オ) 島田市が定める指導者研修を修了している、又は修了見込みであること（修了の効力は 1 年間有効とする）。
- (カ) 暴力、暴言、ハラスメント、いじめ、無視等の行為が許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないこと。

### (教職員の兼職兼業)

**第 11 条** 公立学校の教職員が本クラブの指導者として活動に従事する場合は、当該教職員の所属長の承認及び服務監督教育委員会の許可を得るものとする。

2 前項の手続きは、地方公務員法第 38 条及び教育公務員特例法第 17 条の規定に基づき行う。

### (指導者の登録取り消し)

**第 12 条** 指導者が前条第 10 条の要件を欠くに至った場合、又は体罰、暴言、ハラスメント等の不適切な行為を行った場合は、日本スポーツ協会の登録者等処分規程に基づき、事実確認のうえ、注意、指導、活動停止又は登録取り消し等の処分を行う。

## 第4章 会議

### (会議の種類)

第13条 本クラブの会議は、総会及び運営委員会とする。

### (総会)

第14条 総会は、代表、副代表、会計、指導者及び保護者をもって構成し、年に1回以上開催する。

2 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 予算及び決算の承認
- (3) 役員の選任
- (4) 本規約の改正
- (5) その他、運営に関する重要事項

3 総会の議決は、出席者の過半数の同意をもって行う。

### (運営委員会)

第15条 運営委員会は、代表、副代表、会計及び指導者をもって構成し、代表の招集により随時開催する。

2 運営委員会は、本クラブの運営方針、活動計画その他の運営上の重要事項を協議する。

## 第5章 会計

### (経費)

第16条 本クラブの経費は、会費、寄付金、補助金その他の収入をもって充てる。

### (口座管理)

第17条 本クラブは、本クラブ専用の銀行口座を開設し、本クラブの会計と他の事業及び個人の財産とを明確に区分して管理する。

### (会計処理)

**第 18 条** 本クラブは、文部科学省「スポーツ団体ガバナンスコード（一般スポーツ団体向け）」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行う。

2 会計担当は、帳簿を作成し、収支の状況を適切に記録する。

### (会計年度)

**第 19 条** 本クラブの会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

### (会計報告及び情報開示)

**第 20 条** 会計担当は、毎会計年度終了後、収支決算書を作成し、総会において報告及び承認を受けるとともに、保護者及び関係者に対し情報開示を行う。

## 第 6 章 指導者及び会員の責任、安全管理

### (活動日及び活動時間)

**第 21 条** 本クラブの活動日及び活動時間は、島田市認定地域クラブ活動ガイドラインに準拠し、次のとおり定める。

- (1) 週あたり 3 日以上 of 休養日を設けることとし、平日 2 日以上、休日 1 日以上を目安とする。
- (2) 活動時間は、平日は 1 日 2 時間程度以内、休日は 1 日 3 時間程度以内とし、週当たりの活動時間は最大 11 時間程度の範囲内とする（準備・片付けを除く）。
- (3) 学校の長期休業中の休養日設定は、学期中に準じた扱いとし、十分な休養を確保するため、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- (4) 年間最低 60 日の休日を設ける。
- (5) 心身の健全な成長への配慮から、特別な事情を除き、早朝及び夜遅くの活動は行わない。

2 本クラブは、年間及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日、参加予定大会等）を策定し、参加者及び保護者に対し公表する。

### (健康及び安全管理)

**第 22 条** 本クラブは、参加者の健康及び安全を確保するため、次の各号の事項を行う。

- (1) 長時間の連続プレイ及び画面視聴を行わないよう、適宜休憩を設ける。
- (2) 姿勢、視力、睡眠等、参加者の心身の健康に配慮した活動を行う。
- (3) 気温、湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮し、適切な活動時間、休息时间、水分補給の機会を設定する。
- (4) 活動場所の管理主体と連携し、施設、設備及び用具の点検等を行い、事故防止を徹底する。

### (緊急時対応計画)

**第 23 条** 本クラブは、活動中の事故、傷病その他の不測の事態に備え、緊急時対応計画（Emergency Action Plan）を策定し、指導者、参加者及び保護者に周知する。

2 緊急時対応計画には、緊急時の対応人員と役割分担、緊急連絡先、AED 等の資器材の設置場所、搬送先医療機関に関する情報を記載する。

3 本クラブは、医療機関、関係団体、関係者及び保護者の緊急時連絡先を予め把握し、安全管理上の連絡体制を整える。

### (保険への加入)

**第 24 条** 参加者及び指導者は、本クラブの活動状況等を踏まえ、適切な補償内容及び保険料の傷害保険に加入するものとする。

2 指導者は、第三者に対する損害賠償責任に備えるため、賠償責任保険に加入することを推奨する。

3 保険適用の範囲については、活動中のみならず、活動場所への移動中の事故等にも適用される内容を選択するよう努める。

### (オンライン活動及び情報モラル)

**第 25 条** 本クラブは、活動の特性上、オンライン環境下での活動を含むことから、参加者及

び指導者は次の事項を遵守する。

- (1) 暴言、誹謗中傷、差別的発言等を行わないこと。
- (2) 個人情報の不適切な公開を行わないこと。
- (3) 著作権、肖像権その他の権利を侵害する行為を行わないこと。
- (4) 不正ツール、チート行為その他の不正な手段を用いないこと。

2 違反行為があった場合は、事実確認のうえ、指導、警告、活動停止等の措置を行う。

### **(事故等が発生した場合の責任)**

**第 26 条** 本クラブの活動中に事故等が発生した場合の責任は、本クラブが負う。ただし、参加者又は第三者の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。

## **第 7 章 細則**

### **(個人情報の取得及び利用)**

**第 27 条** 本クラブは、運営に必要な範囲で参加者、指導者及び関係者の個人情報を取得し、次の目的の範囲内で利用する。

- (1) 活動連絡及び緊急連絡
- (2) 会費の管理
- (3) 保険の加入手続き
- (4) 島田市教育委員会、学校その他の行政機関への必要な報告
- (5) その他、本クラブの運営上必要な事項

### **(個人情報の管理及び第三者提供)**

**第 28 条** 本クラブは、取得した個人情報を適切に管理し、本人（未成年者にあつては保護者）の同意なく第三者へ提供しない。ただし、法令に基づく場合は、この限りでない。

### **(学校及び教育委員会との情報共有)**

**第 29 条** 本クラブは、活動状況、実績、活動方針、指導方針、活動スケジュール等の情報

を、参加者の所属校及び島田市教育委員会に対し適時開示する。

2 本クラブは、島田市が学校と連携して生徒及び保護者等に対し情報提供等を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行う。

#### (ハラスメントの禁止)

**第 30 条** 本クラブにおいては、暴力、暴言、体罰、差別的発言、威圧的指導、性的言動その他人格を傷つける行為を、いかなる場合においても禁止する。

2 前項の行為は、参加者との信頼関係や保護者の容認があるからといって正当化されるものではない。

3 ハラスメント等の問題が生じた場合、本クラブは事実確認を行い、第 12 条の規定に基づき適切な措置を講じる。

#### (参加停止及び除名)

**第 31 条** 参加者が本規約その他の諸規定に違反した場合、又は本クラブの運営に著しい支障を及ぼす行為を行った場合は、運営委員会の協議を経て、注意、参加停止又は除名の措置を行うことができる。

#### (認定取り消しへの対応)

**第 32 条** 本クラブは、島田市教育委員会から島田市認定地域クラブの認定取り消しを受けた場合、速やかに参加者及び保護者にその旨を通知し、必要な手続きを行う。

## 第 8 章 規約の改正

#### (規約改正)

**第 33 条** 本規約の改正は、総会の議決による。

2 重要な改正については、保護者に対し事前に説明を行うものとする。

3 法令の改正、行政方針の変更、その他クラブ運営上必要が生じた場合は、運営委員会の決議をもって暫定的に追加又は変更することができる。この場合、次回総会において追認を得

るものとする。

## 付則

- 1 本規約は、令和8年4月1日より施行する。
- 2 本クラブは、島田市認定地域クラブ活動ガイドラインに準拠し運営する。
- 3 本規約に定めのない事項については、関係法令及び島田市認定地域クラブ活動ガイドラインの定めるところによる。

制定日：令和 年 月 日

代表者署名：